一般社団法人入間市シルバー人材センター公用車使用規程

第1章 公用車使用

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人入間市シルバー人材センター(以下センターという)の会員及び職員(以下「会員等」という)が公用車を使用することに関し、必要な事項を定める。

(使用の条件)

第2条 会員等は、健康で、安全運転が出来る技量を有することを原則とする。

(運行前点検)

第3条 会員等は、公用車を運転する前に、備え付けの公用車運転記録表の各項目をチェックし、整備状況を確認すること。

(運転の停止等)

- 第4条 運転中に事故を起こした会員等は、その状況を速やかにセンター事務 局へ報告し、事務局は、その状況を安全・適正就業委員会(以下委員会と いう)に報告するものとする。
- 2 委員会は、その報告書に基づき当該会員等に面談し、必要な措置を講ず措置の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 口頭による注意

事故の内容が軽微なもの、又は当該会員等に情状酌量の余地があると判断される場合は口頭による注意を行う。

(2) 使用の一定期間の停止

措置を行うことで改善される可能性が認められる当該会員等については、 一定の停止期間を定め、その後使用を再開することができることとする。 期間については委員会の報告に基づき理事長が決定する。

(使用の禁止)

- 第5条 公用車で交通事故を1年以内に2回起こした会員等は、過失割合の状況によ
 - り、公用車の使用を禁止する。但し、修理費3万円以内の事故については、 対象外とする。

(使用の年齢制限)

- 第6条会員等は、75歳の誕生日をもって公用車の使用を終了とする。但し、 委員会が面談等を実施し、特段認めた場合は、その限りではない。
 - 2 いかなる場合においても、満80歳の誕生日をもって公用車の使用は認

められない。

(継続使用の期間)

第7条 継続使用の期間は1年とし、期間終了後の継続使用については、改めて委員会が当事者と面談のうえ決定する。

(処理費用の弁償)

第8条会員等が事故を起こし、車輌が損害した場合は、免責として 10,000 円を上限に当該会員等の負担とする。

第2章 自家用自動車の公用車使用

(目的)

第9条 自家用自動車(以下「自家用車」という)をセンターの業務に公用車として使用する場合の必要な事項を定める。

(定義)

第10条 自家用車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条 第1項 第9号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をい う。

(使用の手続及び年齢制限)

- 第11条 業務遂行のため、自家用車を公用車として使用しようとするときは、あらかじめ自家用自動車使用許可申請書を毎年4月1日に提出し、事務局長の許可を受けなければならない。申請書の記載事項に変更を生じた場合においても同様とする。
- 2 満80歳の誕生日をもって自家用車を公用車として使用できないもの とする。

(使用許可の基準)

- 第12条 事務局長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容が次の各号に定める要件を備えていると認められるときに限り、許可をすることができる。
 - (1) 運転経験年数が3年以上で、1年以内に交通事故(軽微なものを除く)の前歴のない者であること。
 - (2) 使用しようとする自家用車に対し、センター所有の車両と同程度以上の任意保険加入がされていること。
 - (3) 自家用車に係る自動車損害賠償責任保険及び任意保険の代位取得について、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の代位取得に関する委任状を提出した者であること。

(承認)

- 第13条 事務局長は、前項の規定による許可を受けている者に対して、次 の事項に該当するとき自家用車の使用を承認することができる。
 - (1) センターの自動車が使用できないとき。
 - (2) 自家用車の機能が、業務遂行に必要な機能を備えていて、センターの公用車にその機能がないとき。
- 2 事務局長は、前条により許可を受けている場合であっても、次の事項に 該当すると認めたときは、自家用車の使用を承認することはできない。
 - (1) 使用する自家用車の構造、装置その他の機能が不完全であると認められるとき。

(安全運転の義務)

第14条 自家用車で業務を遂行する場合においては、人命尊重を基本とし、 安全運転に努めるとともに、社会的信用を失墜する行為をしてはならない。

(交通事故等の報告)

第15条 自家用車を使用して業務を行った場合において、交通事故を起こ したときは、速やかに被害者の救護、警察署への通報その他応急措置 を行うともに、センター事務局へ報告するものとする。

(損害の補償)

第16条 自家用車を使用した場合において、自己の故意又は過失なくして 該当自家用車に損害を受け、その損害の原因について責めに任ずべき 者からその補償の全部又は一部について賠償を受けることができず、 又はその損害の原因について責めに任ずべき者が存在しないときは、 センターはその損害を全部又は一部を補償するものとする。

(使用料等の負担)

第17条 自家用車を使用した場合においては、次の基準で、センターは使 用料を負担するものとする(一般社団法人入間市シルバー人材センタ 一旅費に関する規程適用のものは除く)

自家用車使用料負担基準 走行距離 1 km につき 3 5 円

附則

- 1 この改訂規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 これに伴い、平成 22 年 1 月 28 日施行の公用車規程、及び平成 21 年 10 月 1 日施行の自家用車の公用車利用規程は廃止する。
- 3 様式変更に伴い、令和3年3月25日から施行する。

様式(第11条関係)

理事長	副理事長	常務理事	事務局長

自家用自動車の公用使用許可申請書

年 月 日

ー般社団法人入間市シルバー人材センター 理事長 様

会員番号/所属	/
氏 名	印

公用車使用規程第2章自家用自動車の公用使用第11条の規定により、業務遂行の ため自家用自動車を使用したいので、次のとおり申請します

メーカー			登録番				
車名			豆球笛	5			
免許の種類及	なび 大 中 普 自二		逗	重転経験	—		
有効年月日	オートマ限定	年	∃ ⊟	年数	年	月	

任意保険加入の状況

1.	対人 無行	制限 2.	対物	無制限	3. 車両	1		万円
4.	契約有効期間	í	年 月		~	年	月	
5.	保険会社等							
	※保険証券の写しをご提出ください。							
	再申請前に契約変更があった場合は、再度ご提出ください。							

自動車損害賠償責任保険及び任意保険の代位取得に関する委任状 当該自家用自動車の使用につき、交通事故を起こしたことにより、センターが損害 賠償を行うことになった場合は、標記保険の代位取得について委任します。

年 月 日

氏名

ー般社団法人入間市シルバー人材センター 理事長 様